

2022年10月14日

各位

当座勘定規定等改定のお知らせ

株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、2022年11月の電子交換所設立に伴い、下記のとおり、当座勘定規定等を改定いたします。

なお、改定日以前ご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定・用法が適用されますのでご了承ください。何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 改定対象

当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（個人当座用）
約束手形用法、為替手形用法、小切手用法

3. 主な改定内容 ※ 詳細は<別紙>をご参照ください。

(1) 当座勘定規定

項番	項目	内容
①	手形、小切手用紙	振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
②	印鑑照合など	イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
③	個人信用情報センターの登録	全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへ登録規定の削除。

(2) 手形用法、小切手用法

- ① チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加。
- ② 使用可能文字を一覧化し追加。
- ③ 金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印などの押なつ、金額複記または訂正などの記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号、QRコード欄）の追加。

以上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 事務企画・管理グループ
TEL 023-634-7048
【受付時間】 9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除きます）

<当座勘定規定（一般用）>

改定後	改定前
<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>(3) <u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前二項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>(4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛てに連絡してください。</u></p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第9条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) 前二項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>

改定後	改定前
<p>第 17 条（印鑑照合等）</p> <p>（１）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影（<u>電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（２）手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>（３）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p>	<p>第 17 条（印鑑照合等）</p> <p>（１）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>（２）手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 9 条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>（３）この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p>
<p>第 29 条（個人情報センターへの登録）</p> <p>－削除－</p>	<p>第 29 条（個人情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに 5 年間（ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
<p>第 29 条（休眠預金等活用）</p> <p>－省略－</p>	<p>第 30 条（休眠預金等活用）</p> <p>－省略－</p>
<p>第 30 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>－省略－</p>	<p>第 31 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p> <p>－省略－</p>

改定後	改定前
第31条（準拠法令、合意管轄） -省略-	第32条（準拠法令、合意管轄） -省略-
第32条（規定の変更） -省略-	第33条（規定の変更） -省略-

<約束手形用法>

改定後	改定前
<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3 ……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終始符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>

<為替手形用法>

改定後	改定前
<p>5.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」</u>などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終始符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、<u>訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。</p>

<小切手用法>

改定後	改定前
<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、<u>「★」</u>などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終始符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p>

改定後	改定前
<p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず楷書で丁寧に記入してください。</p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が<u>金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p>
<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。また、記名なつ印や<u>金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 小切手用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図除線部分）は使用しないでください。</p>

● **金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧**

	1		2		3		4		5		6	
漢数字	壹	壹	弐	弐	弐	貳	貳	参	参	四	泗	肆

	7		8		9		10		100		1,000		10,000	
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

<当座勘定規定（個人当座用）>

改定後	改定前
<p>第7条（小切手、手形の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>（2）<u>前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>（3）小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかにかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>（4）<u>当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用して下さい。</u></p>	<p>第7条（小切手、手形の支払）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>（2）小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかにかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用して下さい。</p>
<p>第8条（小切手、手形用紙）</p> <p>（1）当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>（3）前二項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。</p> <p>（4）<u>当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛てに連絡してください。</u></p> <p>（5）小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>	<p>第8条（小切手、手形用紙）</p> <p>（1）当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>（3）前二項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。</p> <p>（4）小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p>

改定後	改定前
<p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求められないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	
<p>第16条（署名鑑照合等）</p> <p>(1) <u>小切手、手形または諸届書類に記載された署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その小切手、手形、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>(2) <u>小切手、手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき、模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</u></p> <p>(3) <u>この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</u></p>	<p>第16条（署名鑑照合等）</p> <p>(1) 小切手、手形または諸届書類に記載された署名を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その小切手、手形、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき、模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
<p>第28条（個人情報センターへの登録） <u>－削除－</u></p>	<p>第28条（個人情報センターへの登録）</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</p> <p>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p>

改定後	改定前
	2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。
第 28 条 (準拠法令、合意管轄) - 省略 -	第 29 条 (準拠法令、合意管轄) - 省略 -
第 29 条 (規定の変更) - 省略 -	第 30 条 (規定の変更) - 省略 -

以上